

市町村情報センターひろしま夢ぷらざ設置規程

平成 25 年 4 月 1 日

規 程 第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」(以下「夢ぷらざ」という。)の設置及び管理運営の基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 県内の市町振興のため、交流促進機能、地域振興機能、情報受発信機能を柱とする、県内を一元化した総合的な情報受発信施設を設置し、市町の地域づくり及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(設置)

第 3 条 前条の目的達成のために次の施設を設置する。ただし、施設については賃貸借とする。

- (1) 名 称 市町村情報センター「ひろしま夢ぷらざ」
- (2) 所 在 広島市中区本通 8-28 本通中野ビル 1 階部分
- (3) 面 積 334.92㎡

(業務)

第 4 条 夢ぷらざの業務は次のとおりとする。

- (1) 市町の情報の受発信に係る業務
- (2) 特産品の展示・紹介に係る業務
- (3) その他、夢ぷらざの目的達成するために必要な業務

(管理運営の委託)

第 5 条 公益財団法人広島県市町村振興協会の理事長(以下「理事長」という。)は、夢ぷらざの管理運営のために必要な業務を委託することができる。

(委任規定)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、夢ぷらざの管理について必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。